

令和 7 年 7 月 30 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市地方独立行政法人
大阪市民病院機構評価委員会
委員長 西田 俊朗

意 見 書

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会条例（平成 25 年 12 月 16 日条例第 149 号）第 2 条及び地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成 26 年 9 月 30 日規則第 192 号）第 8 条の規定に基づく、地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務実績に係る大阪市長の評価に対する本評価委員会の意見は、下記の通りである。

記

地方独立行政法人大阪市民病院機構の令和 6 事業年度の業務実績に係る大阪市長の評価について、異論はありません。

ただし、評価委員会にて、別紙のとおり議論があったので、今後の参考とされたい。

別紙

(1) 【評価番号 2】医療の提供（十三市民病院）について

コロナ禍からの回復状況が厳しい中で、救急車搬送件数についてはよく頑張っていると評価できる。一方で、目標値設定にあたっては、前年度実績を反映したものとされたい。

(2) 【評価番号 18】収入の確保について

評価方針の基準に基づきⅣ評価とした市長の評価が妥当と判断するが、十三市民病院においては、新入院患者数を含め全ての目標指標で前年度及び目標を上回っているものの、コロナ禍以前の水準に比してはまだ回復途中の状況である。

(3) 【評価番号 19】給与費の適正化について

評価方針の基準に基づきⅣ評価とした市長の評価が妥当と判断するが、評価番号 18 と同じく、十三市民病院においては、目標を上回ってはいるが、コロナ禍以前の水準に比してはまだ回復途中の状況である。

(4) 目標設定について

今後も少子高齢化など医療を取りまく環境の変化が見込まれる。引き続き持続可能な運営を行っていけるよう、病院が進むべき方向性をふまえた目標設定とする必要があるため、次期中期目標期間にむけて十分に検討されたい。

(5) 令和 6 事業年度の業務実績に関する評価結果について

- ・十三市民病院においては、コロナ禍からの回復にむけて努力を続けているが、給与費比率が依然高いことなどをふまえ、まだ十分な状況ではないことを追記されたい。
- ・総合医療センターと十三市民病院の連携体制をしっかりと構築し、市民病院機構全体として、経営基盤の強化に向け取り組んでもらいたい。